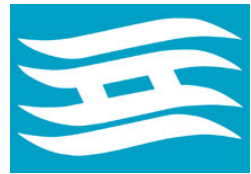


兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第9号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則

○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	ページ 1
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	1
○ 兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

- 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）
平成30年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。
- 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）
へき地手当の対象となる学校の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）
兵庫県立考古博物館の分館の入館者の観覧時間を確保するため、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県教育委員会
教育長 高井芳朗

兵庫県教育委員会規則第2号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第7条の表教職員課の項中「人事班」を「人事・業務改善班」に改め、同表スポーツ振興課の項中「スポーツ班 広域スポーツ班」を「競技・生涯スポーツ班 国際広域スポーツ班」に改める。
第35条中第8号を削り、第9号を第8号とする。
第80条の2の見出しを「(課長等)」に改め、同条の表職名の項の次に次のように加える。

課	長	上司の命を受け、教育機関の事務を管理し、又は処理する。
---	---	-----------------------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県教育委員会
教育長 高井芳朗

兵庫県教育委員会規則第3号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表準へき地学校の款宍粟市の目中「染河内小学校」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県教育委員会

教育長 高井芳朗

兵庫県教育委員会規則第4号

兵庫県立考古博物館管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立考古博物館管理規則（平成19年兵庫県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉館時刻の30分前以降は、入館させないものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。